

砂防指定地内行為許可等の 技術審査基準について



河川室河川環境課

令和8年5月18日

趣旨

- 法令根拠は砂防法による。
(明治30年制定)
- 砂防指定地内の適正な管理を図るために必要な一般的技術基準を定める。

許可が必要な行為
大阪府砂防指定地管理条例及び
大阪府砂防指定地管理規則参照

他法令、基準との関係

- 都市計画法に基づく開発行為
- 宅地造成及び特定盛土規制法に基づく土地の造成などの行為
- 砂利採取法に基づく砂利採取行為
- 採石法に基づく採石行為
- 自然公園法により、土地の形質変更について、特に規定のあるもの
- 森林法により、土地の形質変更について、特に規定のあるもの
- 「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等大規模開発審査基準(案)」とは異なる内容については、本基準を適用。

概 説

- 「砂防指定地」とは治水上砂防のため、砂防設備を要し、又は一定の行為を禁止し、もしくは禁止制限する区域。

- ① 府内の砂防指定地面積は約33,000ha
(府全体面積の約18%)
- ② 砂防指定地の確認は各土木事務所の
管理課にお問い合わせください。

治水上影響のある行為について

沈砂池（調整池）

沈砂池：開発行為に伴う開発地区内から
地区外への土砂流出を防止する。
（開発面積 1 ha以上は設置義務）

<参考>

調整池：開発行為に起因する雨水流出量
の増加分を調節する。
（各流域の設置基準による⇒大阪府庁）

治水上影響のある行為について

調整池・沈砂池

沈砂池

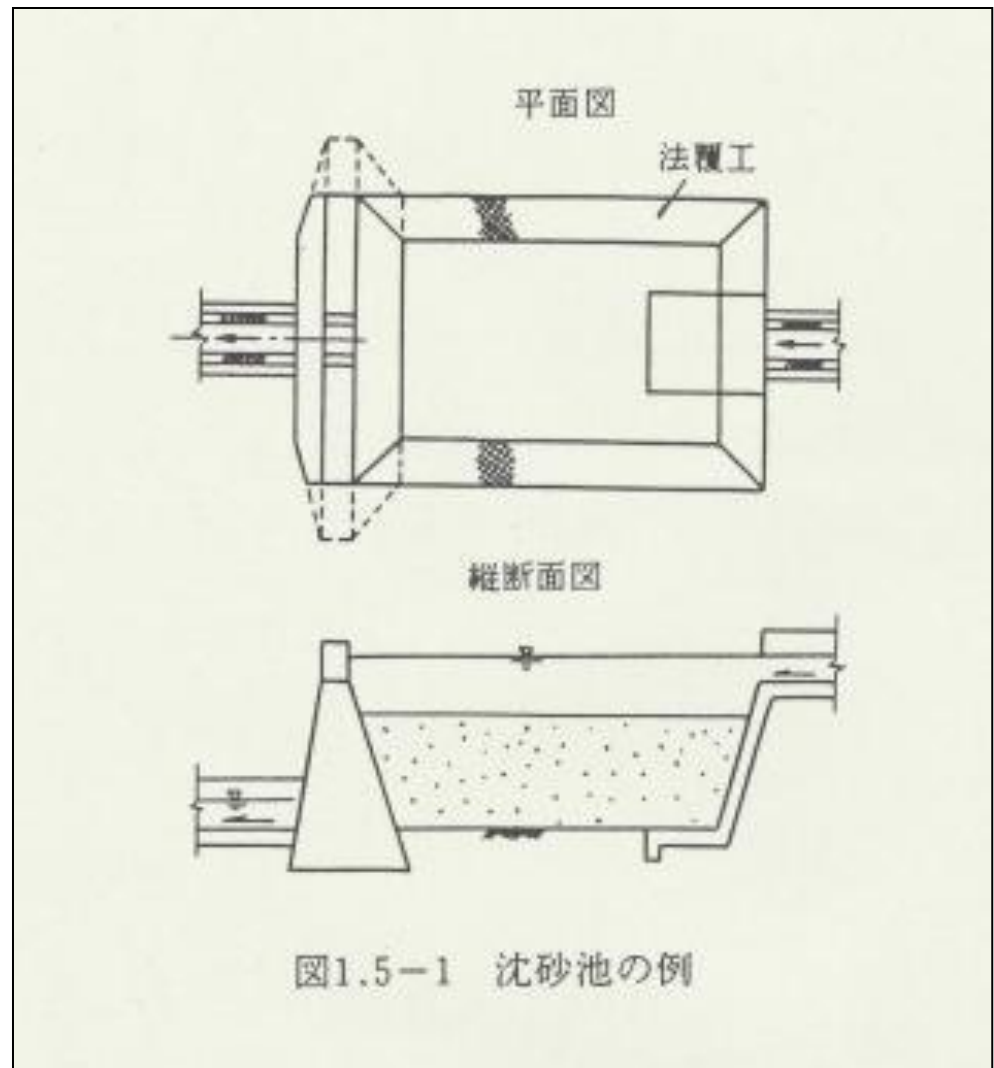
区分	設計流出土砂量
宅地造成	100m ³ /ha/年
ゴルフ場 運動場等	150m ³ /ha/年

存置期間：治水上悪影響がなくなるまで
(裸地が多いものは恒久)

工事中の沈砂池

区分	流出土砂量
盛土部	800m ³ /ha
切土部	400m ³ /ha

切土部で20cm以上客土する範囲は盛土として扱う。



砂防上影響のある行為について 切土

表1.1-1 切土標準勾配


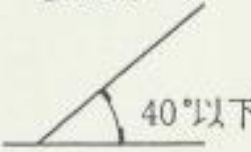
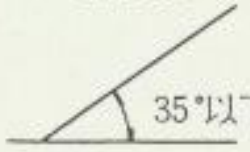
軟岩 (風化の著しいものを除く)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、 硬質粘土、その他、 これに類するもの
1:0.58 ガケの下端  60°以下	1:1.19  40°以下	1:1.43  35°以下

表1.1-2 砂利または土石採取等の切土標準勾配

土質	法	高	大走り小段	角	度	勾配
普通土	切土	5.0 m以下	2.0 m以上	35°	以下	1 : 1.428
	盛土	〃	〃	30°	〃	1 : 1.732
風化岩	〃	〃	〃	40°	〃	1 : 1.192
硬岩	〃	15 m以下	5 m以上	60°	〃	1 : 0.577

切土小段

高さ5m毎に幅2m

高さ20m毎に幅3m

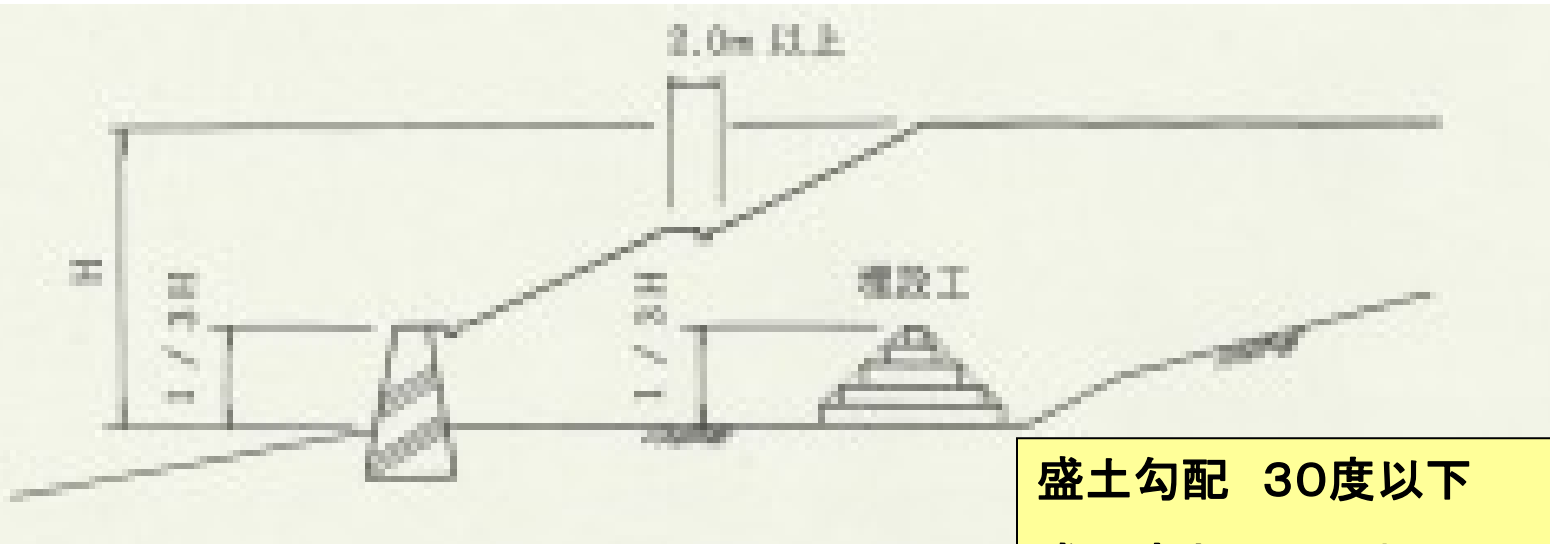


【注意！】

砂防指定地内の基準は図のとおりですが、**【角度30°以上かつ高さ5m以上の斜面】**があれば、別法律(土砂法:別講義参照)により警戒区域等に指定されることがあります。

砂防上影響のある行為について

盛土



盛土勾配 30度以下

盛土高さ 15mまで

法面は裸地で残してはならない

法尻末端に土留工を行う

直高5m毎に幅2m以上の小段を設置

盛土と地山の境には滑止処置を行う

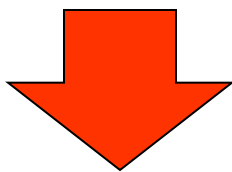
盛土高の1/3以上の埋設工の実施

など

法面保護工

切土法面及び盛土法面は裸地のまま残さない

- 法面の侵食防止
- 法面の風化防止



植生可能な法面 ⇒ 植生工（張芝、植生マット、種子吹付等）

植生に適さない法面 } ⇒ 構造物による法面保護工

植生では不安定な法面 } (モルタル吹付、コンクリートブロック張工等)

地下水及び地中の浸透水の排除

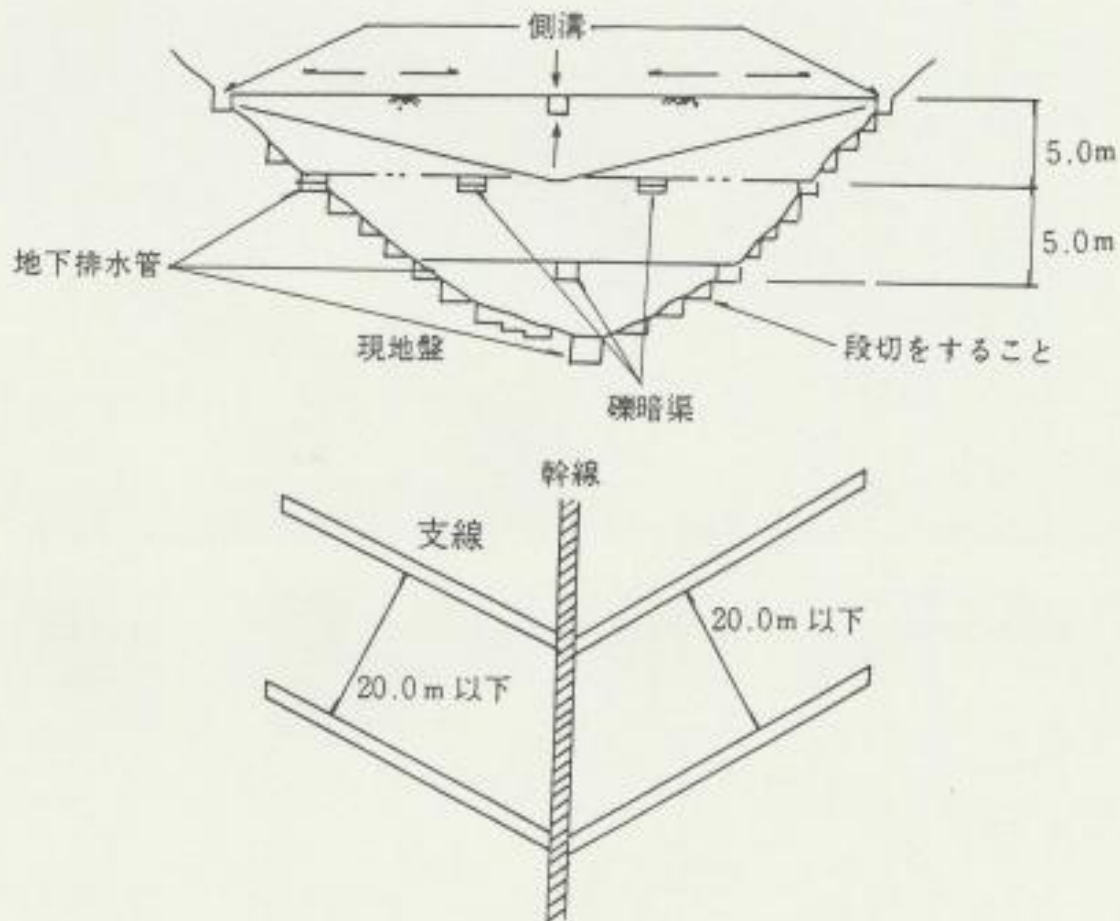


図1.4-2

その他行為地内での注意点

- 行為地内での土砂の崩壊、溪流への土砂流出を防止するために必要な砂防施設を設置
- 溪流への盛土は原則として行わない
- 行為地の上流に残流域が存在する場合は、行為地が被害を受けるのを防止するために砂防施設を設置
- 防災計画書は行為地の地形、気象、その他最悪の条件を想定して作成

申請

申請手続

各申請についての問合せ、区域についての問い合わせは所管している各土木事務所をお願いします。

→[各土木事務所の所管はこちら](#)。

なお雨水浸透阻害行為及び採石法についての問い合わせは河川室管理グループ（06-6944-9304）までお願いします。

河川法に関する申請

河川区域内で掘削や独占的な利用、河川保全区域内で掘削を行う際には河川法に基づく申請が必要です。

河川法に基づく許認可の案内と申請書のダウンロードはこちらからどうぞ。

雨水浸透阻害行為に関する申請

特定都市河川浸水被害対策法に基づく許認可の案内と申請書のダウンロードはこちらからどうぞ。

河川に関する後援名義の使用についての申請

河川に関係する事業・イベントの実施時に後援名義を受ける際の案内と申請書のダウンロードはこちらからどうぞ。



採石法に関する申請

採石法に基づく許認可の案内と申請書のダウンロードはこちらからどうぞ。

砂利採取法に関する申請

砂利採取法に基づく許認可の案内と申請書のダウンロードはこちらからどうぞ。

技術審査基準

知事等の許可を必要とする行為について、適正な管理を図るために必要とされる一般的技術基準を定めています。

[砂防指定地内行為許可技術審査基準 1/3 \(PDF: 2,315KB\)](#)、[砂防指定地内行為許可技術審査基準 2/3 \(PDF: 2,574KB\)](#)、[砂防指定地内行為許可技術審査基準 3/3 \(PDF: 1,550KB\)](#)

[砂防指定地内行為許可技術審査基準参考資料 1/2 \(PDF: 1,859KB\)](#)、[砂防指定地内行為許可技術審査基準参考資料 2/2 \(PDF: 1,478KB\)](#)

[急傾斜地崩壊危険区域内行為許可技術審査基準 1/1 \(PDF: 228KB\)](#)

[地すべり防止区域内行為許可技術審査基準 1/1 \(PDF: 152KB\)](#)

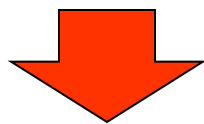
このページの作成所属

都市整備部河川室河川環境課管理グループ



土砂災害防止法関連

砂防指定地内行為許可技術審査基準 ⇒ 切土勾配35度以下



土砂災害防止法 ⇒ 勾配30度以上、高さ5m以上で区域指定



開発の際はご留意を